

御注意

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

退職などにより残りの税額を一括で納めるとき
※8月分まで特別徴収で9月分で残りを一括徴収する場合

（特別徴収義務者）

所在地
〒306-0000
茨城県古河市〇〇番地△△

フリガナ
カブシキガイシャ コウノショウジ

氏名又は名称
株式会社 甲野商事 代表取締役 甲野 一郎

個人番号又は法人番号
1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 7 7

特別徴収義務者
指定番号
88888

整理番号

所属
経理部

フリガナ
コガ タロウ

氏名
古河 太郎

電話
〇〇〇〇-△△-〇〇〇〇

給与所得者

フリガナ
オツノ タロウ

氏名
乙野 太郎

生年月日
昭和 4 5 年 7 月 1 日

個人番号
(マイナンバー)
1 2 3 4 5 6 7 8 9 5 5 5

受給者番号
123456

1月1日現在の住所
古河市長谷町38-18

異動後の住所

(ア) 特別徴収税額
(年税額)
140,000 円

(イ) 徴収済額
6 月から 8 月まで
35,600 円

(ウ) 未徴収税額
(ア)-(イ)
9 月から 5 月まで
104,400 円

異動年月日
7 年 8 月 31 日

異動の事由
1. 退職
2. 転勤
3. 退職・長欠
4. 死亡
5. 支払少額・不定期
6. 合併・解散
7. その他
右から番号を記入
(7.その他の場合、事由を記載)

異動後の未徴収税額の徴収方法
2. 1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収
(本人納付)
右から番号を記入

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。
(ア) 特別徴収税額（年税額） 140,000円（6月から翌年5月分）
(イ) 徴収済額 35,600円（6月から8月分）
(ウ) 未徴収税額 104,400円（9月から翌年5月分）
↑

2. 一括徴収の場合

理由

1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日
9 月 20 日

徴収予定額
(上記(ウ)と同額)
104,400 円

左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3. 普通徴収の場合

理由

1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※古河市記入欄

特ヌキ

入力

照合

指定番号 / 月割額

月 日 電話連絡済

【提出先】 〒306-8601 古河市長谷町 38番18号 古河市役所財政部 市民税課 市民税係

用紙はコピーして使用可能です